

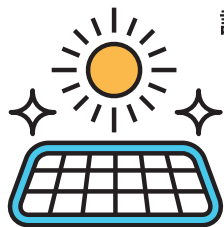
佐渡市・粟島浦村限定 太陽光発電・電気自動車等 導入モーター事業者募集

新潟県は佐渡島および粟島における再生可能エネルギーの導入拡大、脱炭素推進を図るため、両島内で太陽光発電設備や電気自動車等を導入した事業者に対し導入費用の一部を補助しています。本事業を通して離島における再生可能エネルギー、電気自動車等の導入モデルを創出していきます。

太陽光発電設備や電気自動車等導入経費の一部を補助します

太陽光発電設備の導入・増設に

設計費、設備費、工事費、その他経費



定格出力 **1kW** あたり
40,000円

(消費税及び地方消費税は含まない)

電気自動車等(CEV)※の導入に

国のCEV補助事業で定める補助額と同額



※クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に掲げる車種。

例えば 日産 サクラ、トヨタ プリウスPHVで

550,000円

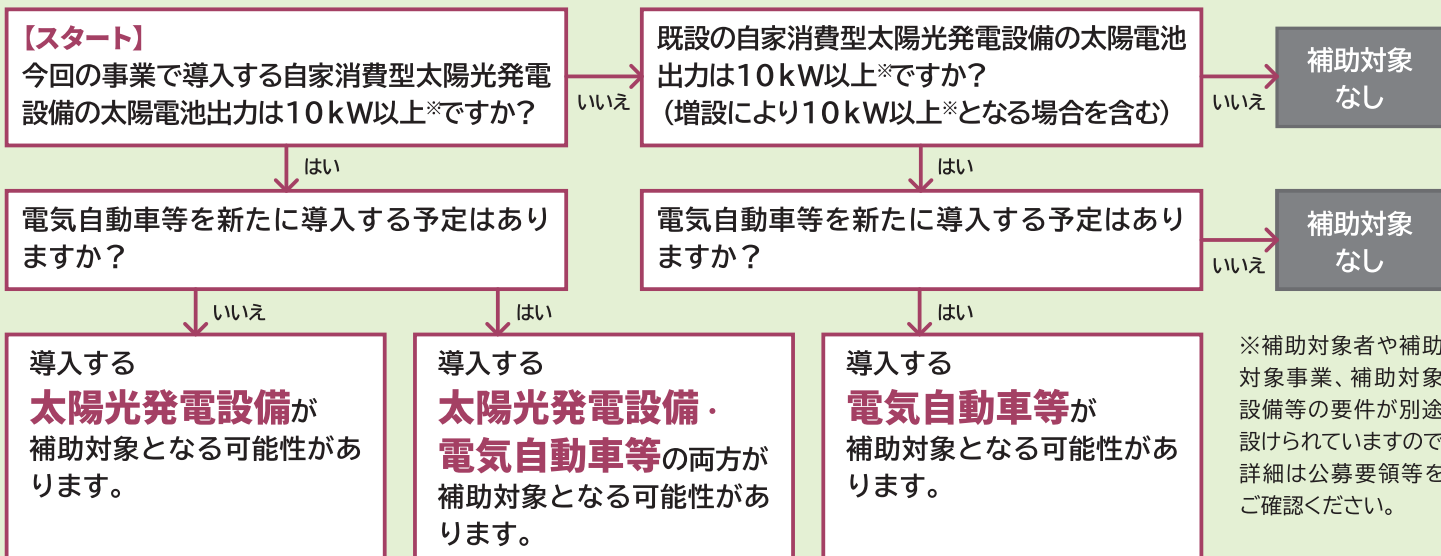
本事業で導入する太陽光発電設備または既設の太陽光発電の定格出力(増設する場合は増設後の定格出力)10kWあたり1台まで

補助対象者 佐渡市・粟島浦村に事業所を置く
法人格を有する民間団体・個人事業者

申請期限 令和5年**11月30日(木)**まで
※令和6年2月29日(木)までに事業完了する必要があります。
※交付決定前事業着手承認制度の利用が可能です。



本補助金において、電気自動車等の導入補助金を受けるには自家消費を目的とした10kW以上※の太陽光発電設備の導入(もしくは導入済)を要件のひとつとしています。



※「太陽電池出力(kW)」は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

詳細は特設WEB・公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先

TEL 025-263-0100

【受付時間】平日 10:00~12:00/13:00~17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

【特設サイト】 <https://eecp.or.jp/pv-ev/>



一般社団法人

環境省エネ推進研究所

【事務局】〒950-2035 新潟県新潟市西区新通4-51番地

事業の制度概要

補助金交付申請書提出期限：令和5年11月30日（木）

補助対象者	佐渡市または粟島浦村に事業所を置く法人格を有する民間団体または個人事業者、もしくは補助事業に参画してPPA事業を行う法人格を有する民間団体または個人事業者で以下の3点に同意いただける方。 1. 事業完了時に、実績報告の内容を一般社団法人環境省エネ推進研究所（以下、「省エネ研究所」という。）に提出し、その報告内容を知事等が広く公開すること。 2. 事業完了後、知事等が別に指定する定期報告を、知事等に3年間提出し、その報告内容を知事等が広く公開すること。 3. 県が開催するセミナー等での成果事例発表等に協力すること。
-------	--

補助対象事業	次に掲げる要件をすべて満たす事業であること。 1. 太陽光発電設備、電気自動車等を新たに導入する事業。 ※電気自動車等の導入については、太陽光発電設備を新たに導入するか既に設置していること。 2. 本事業で導入する太陽光発電設備または既設の太陽光発電設備の定格出力（増設の場合は増設後の定格出力）が、10kW以上※である事業。 3. 本事業で導入する太陽光発電設備の設置場所と電気自動車等の使用の本拠の位置が同一または隣接地であることが確認できること（太陽光発電設備のみを導入する場合は除く）。
--------	---

補助対象設備等の 主な要件	太陽光発電設備 次に掲げる要件をすべて満たす太陽光発電設備であること。 1. 導入する太陽光発電設備の定格出力が10kW以上※であること。 2. 佐渡市または粟島浦村の事業所に設置すること。 「自家消費」または「オンサイトPPAモデル」を目的として設置すること。 ※オンサイトPPAモデルによる事業の場合、需要家とPPA事業者との契約で補助金額がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものに限る。 3. 対象設備により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT（固定価格買い取り制度）またはFIP（Feed in Premium）制度等による売電を行わない事業。 4. 住宅または住居施設への設置は不可。 電気自動車等 次に掲げる要件をすべて満たす電気自動車等であること。 1. 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する令和5年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金事業で対象となる車種であること。 2. 登録時期が初度登録であること。（新車であること） 3. 当該補助金による電気自動車等の購入・新規登録等が、令和6年2月29日までに完了すること。 4. 使用の本拠の位置が佐渡市または粟島浦村であることが確認できる車両であること。 5. 新潟県内の販売店等から購入する車両であること。 6. 自動車検査証の交付を受ける車両の場合、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両でないこと。
------------------	---

※「太陽電池出力(kW)」は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

補助金額等	太陽光発電設備 本事業で導入する太陽光発電設備の定格出力 1kWあたり 40,000円 （消費税及び地方消費税は含まない） 【補助対象経費】 設計費、設備費、工事費、その他経費。	電気自動車等 国のCEV補助事業で定める補助額と同額 【その他】 本事業で導入する太陽光発電設備または既設の太陽光発電の定格出力（増設する場合は増設後の定格出力） 10kWあたり1台まで。
-------	--	---

事業期間	交付決定の日から令和6年2月29日まで ※交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。ただし、緊急またはやむを得ない理由で交付決定前に着手する場合は、交付決定前事業着手承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。
------	--

詳細は特設WEB・公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先 **TEL 025-263-0100**

【受付時間】平日 10:00~12:00/13:00~17:00（通話料がかかりますのでご注意ください）

【特設サイト】 <https://eecp.or.jp/pv-ev/>

一般社団法人

環境省エネ推進研究所

【事務局】〒950-2035 新潟県新潟市西区新通451番地